

身体拘束等の適正化のための指針

株式会社シェアリングエイド

当法人における身体拘束適正化のための指針を、次のとおり定める。

1. 身体拘束適正化に関する考え方

(1) 基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の意思に関わらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為である。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(2) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(3) 拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の 3 つの要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者等本人又は他の者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

②非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合

③一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

以上の 3 要件を満たし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(4) 日常的支援における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組む。

①利用者主体の行動・尊厳ある支援に取り組む。

②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

- ③利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会において検討する。
- ⑥『やむを得ない』と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者の主体的な生活をしていただけるように努める。

(5) 情報開示

本指針は、利用者等が閲覧できる場所に保管し、利用者等からの閲覧の求めに速やかに応じる。また、利用者等がいつでも自由に閲覧できるよう、ホームページ上に公表する。

2. 身体拘束適正化を図る体制

(1) 身体拘束適正化委員会（虐待防止委員会）の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。なお『虐待防止委員会』と一体的に開催することができるものとする。

(2) 委員会の設置目的

- ①法人内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(3) 委員会の構成員

委員会の構成員は各事業所の管理者とし、委員長を選任する。委員会開催時には議事録を作成する。なお、急な事態（数時間以内に身体拘束を要する場合）は委員会が開催できないことが想定されるため、各委員、スタッフの意見を盛り込み委員長を中心に検討する。

3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の者等の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

- ①やむを得ず身体拘束を必要とする場合は身体拘束適正化委員会に協議する。
- ②協議のうえで身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、

機関等について検討し、サービス提供責任者が利用者等、及び家族等に対する説明書を作成する。

- ③身体拘束を行っている間は経過観察を行い、経過観察シートを用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。
- ④上記③の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束等を解除する。その場合、本人、家族等に報告する。

4. 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のため、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。研修の内容としては、身体拘束適正化に関する基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。なお、身体拘束適正化のための研修は虐待防止研修と一体化して行うことができる。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

参考 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、安全ベルト（Y字型拘束帯や腰ベルト）、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人に、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣（つなぎ服）を使用する。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作成推進会議」）